

4 病院における廊下・階段について 1) 病院の概要

病院の廊下幅員、階段については、建築基準法に加えて医療法に規定されている基準を満たす必要がある。表 2-7 に医療法の基準を示す。

表 2-7 医療法による病院における廊下・階段の基準

病室に面する廊下の幅員	一般病床 精神病床 (*1) 感染症病床 結核病床	・片側居室：内法 1.8m以上 ・両側居室：内法 2.1m以上 (医規 <16、43 の 2 >)
	療養病床 精神病床 (*2)	・片側居室：内法 1.8m以上 ・両側居室：内法 2.7m以上 (医規 <16>)
階段	直通階段	・2階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を2以上設けること ・ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における病室の床面積の合計が50㎡（主要構造部が耐火構造、又は不燃材料の場合は100㎡）以下のものについては直通階段を1とすることができる (医規 <16>)
	直通階段の構造	・階段及び踊場の幅：内法で1.2m以上 ・蹴上：20cm以下 ・踏面：24cm以上 ・適当な手すりを設ける (医規 <16>)
	避難階段	・3階以上の階に病室を有するものは、避難階段を2以上設ける (医規 <16>)

*1 大学付属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く）並びに内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院（特定機能病院を除く）の精神病床

*2 *1以外の精神病床

【計画上の留意点】

- 中廊下とは、両側に居室のある廊下と定義されるが、居室の扱いについては明文化されておらず、トイレを居室とみなすか否かについても明確ではない。
「医療監視必携」（厚生省健康政策局指導課監修、第一法規出版）では、居室は「居室、居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これに類する目的のために継続的に使用する室」とし、廊下の両側に自由に出入りできる出入口が設けられている居室がある廊下を中廊下とするとしている。
- 廊下の幅員の測定方法は、医療法施行規則により内法であると明文化されている。しかし手すりを含むかどうかについては明文化されていない。一般的には、手すりの内側から測定するものと考えられるが、下記のような解釈もあるので確認が必要である。
療養棟療養環境加算については、療養型病床群に関して示された通知「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平 5.2.15 健政発 98）により、手すりは廊下の幅に含めて差し支えないという運用、及び「療養型病床群に係る病室に隣接する廊下の幅の解釈について」（平 10.9.3 指発 56 の 2）により改修等で建築構造上やむを得ず廊下の一部に設けられる柱については、例外的に廊下幅に含めることが許されている、といった基準が流用されていた。しかし平 27 年 4 月 1 日以降は「廊下幅は、柱等の構造物（手すりを除く。）も含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。」と明文化された。平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。
- 外来などの患者が使用する廊下についても医規 <16 (11) 口> に基づき片側居室：内法 1.8m以上、両側居室：内法 2.1m以上の廊下幅を求められることが多い。

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による